

白子町ひまわり長寿プラン

第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 策定業務委託仕様書

1 業務名

白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務

2 目的

本業務は、国や県の動向、白子町高齢者の状況等を的確に把握し、白子町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、「白子町ひまわり長寿プラン第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約の締結日から令和6年3月29日までとする。

4 業務内容

(1) 施策現状の取りまとめ

① 現状評価・課題の整理

- ・ 第8期計画の評価と地域ケア会議等で把握された地域課題から施策の現状評価と課題抽出を行う。また、町が令和4年度に実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の集計結果から施策の現状評価と課題抽出を行い、施策反映を検討すること。
- ・ 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、地域間比較等による現状分析から本町の課題抽出を行うこと、及び同様の課題を抱える自治体の取組み事例等を参考に、本町に適した施策を検討するための基礎データを作成すること。
- ・ 介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）及び保険者機能強化推進交付金介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に関連し、計画に反映すること。
- ・ 関係団体との意見交換・ヒアリング等を通して、介護現場の現状評価と課題抽出を行い、施策に反映させること。

② サービス量等の推計及び介護保険料の算出

- ・ 上記①で把握した情報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを活用して人口の推計、認定率の伸び、利用率の伸び及び施策を反映させ、事務量、給付費見込量及び保険料の算定等について、将来推計を行うこと。

(2) 第9期計画書等の作成

第9期計画の素案及び計画案の作成に当たっては、素案の作成から最終案決定までの検討及び調整作業は、委託者と協議しながら行うものとする。なお、計画を作成する際は、得られた内容を体系的に整理、分析を行い、図形やグラフ、クロ

ス集計表等を用いて視覚化し、分かりやすいものにするよう努めること。また、本町第5次総合計画及び関連計画と調和を取りながら、PDCAサイクルが回しやすいものとする。

(3) 白子町介護保険事業計画等策定・運営委員会等への運営支援

受託者は、次に掲げる事項を支援し、白子町介護保険事業計画等策定・運営委員会等（以下「策定委員会」という。）の会議に出席して資料の説明等を行うこと。

- ① 会議に向けた資料の作成
- ② 会議録の作成
- ③ 国、県の最新情報や、他市町村の情報等の共有
- ④ その他策定委員会が指示する事項

(4) パブリックコメント支援

計画を策定する過程において、町民から多様な意見を広く募集し、提出された意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

5. 成果品

(1) 本計画書A4判印刷製本100部

約80頁・1色刷ダイレクト印刷・表紙色上質紙（特厚口）・本文上質紙100部

(2) データー式

- ・本計画書の電子データ
- ・町ホームページへの掲載に適合するデータ
- ・4ページから8ページに内容をまとめた概要版
- ・本計画策定において使用したデータ
- ・CD-ROM等の一般的に利用する記録媒体での納品

6. その他

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、白子町個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ白子町と協議し、決定すること。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ協議は、必要に応じその都度行うものとする。
- (4) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、白子町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (5) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物について、白子町が著作権を持つものとし、町が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷

等を行い、公表できるものとする。

- (7) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7. 委託業務の流れ（予定であり、今後変更する場合がある。）

6月頃	随意契約の締結・年間工程表の作成
7月頃	厚生労働省から基本指針案等の提示
8月頃	第1回 策定委員会の開催 第9期計画のスケジュール等について
12月頃	第2回 策定委員会の開催 第9期計画（案）の決定・介護保険料（案）の決定
令和6年1月	パブリックコメント実施
令和6年3月	町議会（厚生文教委員会等）に第9期計画説明 第9期計画書成果品の納品